

令和5年度 三木市労働報酬審議会 会議録

1 開催日時及び会場

日時 令和6年3月11日（月）午後2時から

会場 市役所4階特別会議室

2 出席者

審議会 勇上委員長、三村委員、下谷委員、三村（広）委員
欠席1名

事務局 藤原総務部長、中尾財政課長、松原財政課係長、前畑財政課主任

3 会議議題

- (1) 労働報酬下限額の事務局(案)について
- (2) その他

4 会議の公開または、非公開の別 公開

5 傍聴者 0人

6 発言内容

- (1) 労働報酬下限額の事務局（案）について

事務局説明

ア 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価に定められる職種については、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価を基に算出する。また、公共工事設計労務単価に乗じる割合は90%とする。

なお、兵庫県の設計労務単価が設定されていない業種（石工、潜水連絡員、タイル工、屋根ふき工及び建具工）については、令和5年度の下限額に、兵庫県における設計労務単価の増減率平均値1.064を乗じて得た単価をもって設定することとする。

公共工事設計労務単価に定めのない見習、手伝い等の労働者や、年金等の受給のため日当たり賃金を調整している人は、50職種に

分類せず、業務委託契約に係る労働報酬下限額と同額とする。

イ 業務委託契約に係る労働報酬下限額について

業務委託においては、すべての対象業務委託契約に適用する一つの労働報酬下限額を定める。

算定にあたっては、令和5年度の三木市職員の高卒初任給の月額給料相当額に地域手当を加算し、さらに90%の定率を乗じて、1時間当たりの単価を算出し、兵庫県における設計労務単価の令和5年度からの上昇率を考慮する。その結果、1,040円となることから、令和6年度の労働報酬下限額の提案額は1,040円とする。

なお、令和3年度までの計算方法により、1時間当たりの単価を算出した場合も、同じく1,040円となった。

案	方法	考え方	単価	1時間当たり
1	兵庫県工事設計労務単価の上昇率を考慮	兵庫県における設計労務単価の令和5年度からの上昇率を考慮（従来の算定式により算出した令和5年度の1時間当たりの単価ベース） 平均上昇率 1.064	1,040	$169,023 \text{ 円} \div 20.25 \text{ 日} \div 7.75 \text{ 時間} \times 0.9 \times 1.064 \div 1,031 \text{ 円}$
2	令和3年度までの計算方法による	市職員高卒初任給の月額給料相当額に、地域手当分3%を加算、さらに公共工事設計労務単価に乗じる割合（90%）を乗じる。	1,040	$181,383 \text{ 円} \div 20.25 \text{ 日} \div 7.75 \text{ 時間} \times 0.9 \div 1,040 \text{ 円}$

ウ 質疑応答等

委員 算出の考え方で労働者の立場から考えると上昇率を考慮したい。市としては予算があると思うが上昇を考慮しての予算だと考える。

また、定率の90%をかけることについて、請負ならベテランと新人の職人差をつけるのはわかるが、委託において差をつけるのは必要ないではないか。

事務局 給食調理業務委託であり、差をつけるのは妥当であると考えます。

委員 経営者の立場で考えると急激に上げられると厳しい。前年度の上げ幅が大きいので今年はそこまで上げなくても良いのではないか。

事務局 三木市は例年、市職員高卒初任給をベースに算出していたが、昨年は兵庫県の設計労務単価等の上げ幅が大きかったためパターンを変更したものです。

委員長 昨年は、設計労務単価と初任給の上昇のうち上がり幅が大きい方を参照する考え方をとった。

委員 算出方法を固定することは難しい。情勢を見ながら検討が必要。今年は上昇率での計算方法も市職員高卒初任給をベースとした計算方法も同じ金額が算出されたので納得できるのではないか。

委員長 以上より、令和6年度三木市における労働報酬下限額は兵庫県設計労務単価の上昇率を考慮し、1,040円よろしいか。

委員全員 異議なし。

委員 今年度の公契約条例の対象件数は。

事務局 工事請負が5件、業務委託が12件、指定管理が9件です。

委員長 その他特になければ、議事を終了する。